

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和5年12月21日（令和5年（行情）諮問第1181号）

答申日：令和6年6月7日（令和6年度（行情）答申第136号）

事件名：特定個人が被害申告をした特定職員の人事上の処分の記録等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月A～特定年月B，特定刑事施設内の特定収容場所で，加害者刑務官達から暴行や職権濫用の被害を受けた私は特定時期B頃に被害申告をした結果，加害者刑務官達の処分内容を知りたいのと警察も介入したのかも知りたいです。※理由→損害賠償を請求するための証拠としたいためです。」（以下「本件対象文書」という。）につき，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，令和5年8月4日付け法務省矯総第2418号により法務大臣（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は，審査請求書によると，おおむね以下のとおりである。

特定年に特定刑事施設の特定収容場所で被害者の私に対して加害者刑務官達が行った暴行と職権濫用は職務とはいえず刑事事件です。

法の下での平等や知る権利を侵害されており，憲法21条や法1条に違反しており違法です。加害者刑務官達の処分内容を知る権利が私にはあります。

開示決定だと刑事施設にいたことを証明してしまうのなら，開示方法を特別な方法にすればいいと思います。例えば，法務大臣室やそれと同等の室内での開示なら法務大臣以外の法務省の職員が盗み見ることは出来ないと思いますので，開示方法を工夫すればいいと思いますのでご検討をお願い致します。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は，審査請求人が法務大臣（処分庁）に対し，令和5年7月14日受付行政文書開示請求書により，本件対象文書の開示請求（以下

「本件開示請求」という。)を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号に規定される不開示とすべき情報が開示されるのと同様の結果が生じることから、法8条の規定により本件開示請求を拒否し、不開示決定(原処分)を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 法8条の規定は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と定めている。

また、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認めるものであることから、開示又は不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか考慮せず、たとえ本人からの開示請求であっても、特定の個人が識別される情報については、不開示情報として取り扱うべきものである。

- (2) 本件対象文書は、特定の個人が、特定年月に、特定刑事施設において加害行為等を受けた事実がなければ作成、保有されることがない行政文書であることから、その存否を答えることは、特定年月に、特定刑事施設において加害行為等を受けた事実の有無という、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報(法5条1号該当)を明らかにするのと同じ結果を生じさせるものと認められる。

- (3) 次に、同号ただし書該当性について検討すると、本件対象文書は、広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、同号イに該当しないものと認められる。さらに、これらの情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、同号ロに該当する事情も認められず、同号ハに該当するとすべき事情も存しないものと認められる。

- 3 以上のことから、本件対象文書については、その存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき特定の個人に関する情報を開示することとなるから、法8条の規定により本件開示請求を拒否し、不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年12月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき情報が開示されるのと同様の結果が生じることから、法8条により不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件対象文書は、特定の個人が、特定年月に、特定刑事施設に収容されている又は収容されていたという事実を前提として作成されるものであると認められるから、本件対象文書の存否を答えることは、当該特定の個人の特定刑事施設への収容の事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が開示されるのと同様の結果を生じさせるものと認められる。

(2) そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、法5条1号本文前段に該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イには該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(3) 以上によれば、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美